

# 大阪キリスト教短期大学 学則

## 第4章 課程修了認定

**第13条** 各学期末にその期に履修した科目の学修の評価を行う。ただし、いずれの科目においても全授業時間数の3分の2に受講時間数が満たない場合、当該科目の単位認定は行われない。

**第14条** 学修の評価については平素の学業と、原則として学期毎に行う試験その他の成績を以ってする。それは次の点数及び評語によって示され、可以上を単位修得の合格とする。  
秀100~90、優89~80、良79~70、可69~60、不可59以下。  
通年科目の成績は原則として前後期の成績の平均を以って評価し、可以上を単位修得の合格とする。

**第15条** 学科試験に無届欠席した時は、その学科試験の採点を不可とする。ただし、疾病又はやむを得ない事故によって許可を得て学科試験に欠席した時は、後日追試験を行いその評価を定める。

**第16条** 規定の科目及びその単位数を修得し、かつ教授会の議を経て学長の認定した者に対し卒業証書を授与する。

2. 前項により卒業した者は短期大学士と称することができる。その学位の名称を用いる時は大阪キリスト教短期大学と付記する。
3. 本学の設置学科に従って授与する学位は、幼稚教育学科は短期大学士（幼稚教育学）とする。